

平成28年第2回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 平成28年 3月28日(月) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第14号 専決処分について(教職員人事の内申について)

議第15号 専決処分について(職員人事の内申について)

議第16号 見附市嘱託指導主事等の委嘱について

議第17号 見附市適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について

議第18号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命について

議第19号 見附市青少年相談員の委嘱について

議第20号 見附市家庭児童相談員の委嘱について

議第21号 見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議第22号 公民館長の任命について

議第23号 公民館運営審議委員会委員の委嘱について

議第24号 見附市スポーツ推進委員の委嘱について

議第25号 見附市子ども手当事務処理規則の廃止について

議第26号 見附市保育の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第27号 見附市病後児保育室設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議第28号 見附市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議第29号 見附市保育料規則の一部を改正する規則の制定について

議第30号 見附市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について

- 議第31号 見附市放課後児童健全育成事業委託実施要綱の制定について
- 議第32号 見附市延長保育事業補助金交付要綱の制定について
- 議第33号 見附市赤ちゃんの駅施設整備費補助金交付要綱の制定について
- 議第34号 見附市児童発達支援相談事業実施要綱の制定について
- 議第35号 見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の制定について
- 議第36号 見附市不育症医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第37号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について
- 議第38号 見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について
- 議第39号 見附市子どもインフルエンザ予防接種助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第40号 見附市未熟児養育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第41号 見附市妊婦健康診査及び妊婦歯科健診の実施に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第42号 見附市特別保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議第43号 学校医の委嘱及び解職について
- 議第44号 学校薬剤師の委嘱及び解職について

○出席者（5名）

教 育 長 長 谷 川 浩 司

委 員 小 林 弘 武

委員 南雲京子
委員 武田一夫
委員 小倉美砂子

○事務局出席者

教育部長 星野 隆
学校教育課長 松井 謙太
まちづくり課長 岡村 守家
教育総務課長補佐 早川 洋介
学校教育課長補佐 糝谷 正夫
こども課長補佐 森澤 祐子
臨時職員 後藤 直子

14時03分開会

教 育 長

只今より、平成28年第2回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席委員5人全員でございます。

教 育 長

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により武田委員を指名します。

教 育 長

報告1 3月市議会定例会一般質問について

報告2 教育大綱について

教育部長より説明願います。

教 育 部 長

3月18日に終了しました3月市議会定例会の一般質問で、教育委員会に対して小川議員、重信議員そして木原議員の3名から質問がありました。

小川議員から「学校給食費の補助について」の質問がありました。一つ目に、その制度の必要性に対しては、多子世帯の子どもに係る経済的な負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすいまちづくりを目指している。という説明をし、二つ目の、補助に係る金額については、小中学校合計で1,946万円を想定していること、三つ目の、全員を無料にできないかという質問に対しては、今回の新たな制度を実行し、課題や効果などを整理することが必要と考えており、給食費の全面無料化については現在のところ考えていない旨を回答しました。

重信議員からは「学校給食センターについて」質問がありました。まず、建設一年の延長理由についてであります。建設費の概算が出て、そして維持運営費などの試算を行うとともに、学校給食センターの稼働時間が1日当たり5時間程度しかないなどから、施設の有効利用とコスト削減の観点から公民連携の道を図れないかということを検討するための延長でありますと回答しました。

二つ目の公民連携ができない場合については、当初の基本設計をもとに実施計画を行うと回答しました。

「食の安全確保について」の質問に対しては、学校給食衛生管理基準が求める運用ができる学校給食施設を建設することが前提であることを説明し、「公民連携での進め方について」は、複数の業者からアドバイスをいただきながら、市が設計と施設建設を行い、指定管理者による運営を想定していますが、弾力性や柔軟性がある施設の運営ができる方法を検討してまいりたいと回答いたしました。

木原議員からは、市民の経済的困窮に関連して、子育て世代の家計を圧迫している保育料と関連する問題を質問されました。

第一に「保育料基準額表が掲載されている市のホームページがわかりにくい」の

質問に対しては、制度の解説や用語説明などを加え、分かりやすくしていきますと回答し、次に、「保育料の県内での位置、平均保育料について」の質問に対しては、推計ではあるが県内20市中6位で月額平均保育料は18,940円であると回答しました。

また、「平成28年度における幼児教育の段階的無償化に向けた国の取り組みに対する見附市の対応」に対する質問に対しては、国同様に軽減措置を行う予定である旨を回答いたしました。

最後に、「市立保育園への意見、苦情などにどのようなものがあつたか」という質問に対しては、主に保育園の行事に対しての意見をいただいていることを回答いたしました。

報告2の教育大綱についてですが、2月29日の見附市総合教育会議の協議事項でありました「見附市教育大綱」を含む「第5次見附市総合計画」が3月17日に制定しましたのでご報告いたします。これは、平成28年度から平成37年度までの10年間のまちづくりの方向性を示す次期総合計画であります。印刷の都合上、皆様方に配布できる時期は4月以降とのことありますので、でき次第お届けいたします。

教 育 長

只今の二つの報告説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

小 林 委 員

議会の一般質問の中の保育料ですが、20市中6位というのは高い方からの6位なのでしょうか。

教 育 部 長

そうです。高い方からです。

小 林 委 員

分かりました。

教 育 長

他にご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、次に

報告3 平成27年度高等学校進学状況(平成28年3月卒業生)について

報告4 平成28年度新採用・転入教職員面識会の開催について

学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

部外秘と書かれた資料をご覧ください。

平成27年度末高等学校進学状況についてご説明させていただきます。

別紙の通りであります。

卒業生は391名で388名が進学、3名が在家という事です。

つづきまして、平成28年度新採用・転入教職員面識会の開催についてでございますが、4月14日14時半より市役所大会議室で開催いたします。

見附市教職員として職責を果たす事を誓う契機とするとともに、見附市の概略と学校教育の基本方針について理解をすすめる、転入職員と市教委関係者、転入者同士の面識、交流を図る事を目的に開催するものであります。教育委員の皆様よりご出席いただけますよう、お願いします。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

教 育 長

日程第3

議第14号 専決処分について（教職員人事の内申について）

議第15号 専決処分について（職員人事の内申について）

を議題といたします。

この議案につきましては、既に専決処分された議案ではありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きに規定する「人事に関する事件」に該当しますので、本議案の審査は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

従って、本案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めることとします。

事務局は、議事録の調整につき、対応をお願いします。

■ここから非公開審議■

学校教育課長より、議第14号専決処分について（教職員人事の内申についてと、教育部長から議題15号専決処分について（職員人事の内申について）当日配布した資料に基づき説明を行った。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

■ここまで非公開審議■

教 育 長

ここで、非公開と決定しました議第14号及び議第15号の審議が終了しましたので、これより公開審議となります。

教 育 長

次に

議第16号 見附市嘱託指導主事等の委嘱について

議第17号 見附市適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について

議第18号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命について

議第19号 見附市青少年相談員の委嘱について

を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

5ページをご覧ください。

議題16号見附市嘱託指導主事等の委嘱についてであります。田邊康夫嘱託指導主事と、西片哲也嘱託指導主事を今年度に引続き委嘱します。小黒知也さんに代わって平成28年度は早田秀夫さんに嘱託指導主事に委嘱します。

早田さんは、磯部中学校、江陽中学校、燕北中学校等々と長年校長として勤務され、平成26年度加茂市立若宮中学校長として退職されました。おもに理科センター関係の業務の中心となって頂きたいと考えております。また平成28年度新たに1名増員し、相澤ヨネ子さんに嘱託指導主事をお願いします。

相澤ヨネ子さんは、養護教諭として県内で初めて管理職に登用され、県立柏崎養護学校のぎく分校、山古志中学校、そしてこの3月まで見附特別支援学校と3カ校の教頭を務められました。保健健康・特別支援を担当してもらいます。

次に、見附市教育センター科学教育部浅野憲朗協力員の委嘱をお願いするものがあります。今年度までは見附中学校に籍がある上村協力員でしたが、28年度は西中学校に席がある浅野先生をお願いするものであります。

次に議第17号見附市適応指導教室指導員の委嘱について、今年度に引き続き大山明雄さんに指導員を、そして、大高恵美子訪問指導員の委嘱を引き続きお願いするものであります。

議第18号見附市青少年育成センター嘱託員及び同センター所長の任命について、引き続き、伊藤明夫所長の任命をお願いするものであります。

議第19号見附市青少年相談員についてであります。引き続き、伊藤明夫所長の任命をお願いするものであります。以上です。

教 育 長

只今の説明に対して質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本4案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本4案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に議第20号 見附市家庭児童相談員の委嘱について

を議題とします。こども課長に説明願います。

こども課長

9ページをご覧ください。

議第20号見附市家庭児童相談員の委嘱についてご説明いたします。

家庭児童相談員については、この1月に自己都合により鈴木実智代家庭児童相談員が退職されたため、その後任を公募した結果、長井明さんに家庭児童相談員を委嘱するものであります。長井さんは以前小学校の教師をしてらっしゃいました。

任期は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間であります。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に

議第 2 1 号 見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議第 2 2 号 公民館長の任命について

議第 2 3 号 公民館運営審議会委員の委嘱について

議第 2 4 号 見附市スポーツ推進委員の委嘱について

を議題とします。まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

議第 2 1 号見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について説明いたします。

現在委嘱しております同委員が3月31日をもって任期満了となることから、見附市社会教育・スポーツ推進審議会設置条例第3条の規定により、別紙の15名の委員を委嘱するものでございます。

なお任期は、平成28年4月1日から2年間とするものでございます。

続きまして、議第22号公民館長の任命についてを説明いたします。

中央公民館長を除く5地区の公民館長が、この3月31日をもって任期満了となります。つきましては、見附市公民館条例第3条の規定により、平成28年4月1日から3年間の任期で新たに公民館長を任命するものであります。

なお、5地区の館長につきましては、全員再任するものであります。

続きまして、議第23号 公民館運営審議会委員の委嘱についてを説明いたします。

現在委嘱しております同委員が3月31日をもって任期満了となることから、見附市公民館条例第14条の規定により、別紙の20名の委員を委嘱するものでございます。

なお任期は、平成28年4月1日から2年間とするものでございます。

続きまして、議第24号見附市スポーツ推進委員の委嘱についてを説明いたします。

現在委嘱しております同委員14名に加えまして、新たに2名の者を見附市スポーツ推進委員に関する規則第3条の規定により、委嘱するものでございます。

なお任期は、平成28年4月1日から1年間とするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本4案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本4案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に

議第25号 見附市子ども手当事務処理規則の廃止について

議第26号 見附市保育の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第27号 見附市病後児保育室設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議第28号 見附市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定に

ついて

議第29号 見附市保育料規則の一部を改正する規則の制定について

議第30号 見附市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について
を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第25号見附市子ども手当事務処理規則を廃止する規則の制定について説明させていただきます。

規則廃止の理由であります。平成24年4月から子ども手当は児童手当として支給されることとなりました。今後子ども手当として支給される見込みがないことから、本規則を廃止するものです。

附則におきまして、この規則を、平成28年4月1日から施行するものであります。

21ページをご覧ください。

つづきまして、議第26号 見附市保育の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明させていただきます。

規則改正の理由であります。行政不服審査法の改正に伴い改正するものであります。

改正の内容は、18ページから19ページの通知書の備考欄について「異議申し立て」を「審査請求」に改め、審査請求ができる期間を現行の「60日」から「3か月」に延長するものです。

附則におきまして、この規則を、平成28年4月1日から施行するものであります。

25ページをご覧ください。

つづきまして、議第27号見附市病後児保育設置条例施行規則の一部を改正する

規則の制定について説明させていただきます。

まず規則改正の理由であります。病後児保育室の利用料について、ひとり親家庭に対して減免するための改正と行政不服審査法の改正に伴う改正及び様式の改正を合わせて行うためのものです。

26ページをご覧ください。

第9条で定めている負担金の減免において、第2号で規定している負担金の5割の額を減免する対象に、児童扶養手当の受給者とひとり親家庭等の医療費の助成世帯を加えるものです。

27ページの様式は、利用実態に合わせて内容を一部修正、28ページも同様の修正と下段の減免の対象とする欄に子育て応援カードのほかに児童扶養手当証書とひとり親家庭等医療費受給者証を追加すること、29ページでは、行政不服審査法の改正に伴い備考欄を改正するものであります。

附則におきまして、この規則を、平成28年4月1日から施行するものであります。

31ページをご覧ください。

つづきまして、議第28号 見附市保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明させていただきます。

まず規則改正の理由であります。本所保育園と名木野保育園の平成28年度の入園児童数が定員を超える見込みであるため改正するものであります。

32ページをご覧ください。

定員を定めている第2条では、実際の名称にあわせるため、「収容定員」を「認可定員」にあらため、各保育園の定員を定めている別表において、本所保育園では「125名」から「135名」に、名木野保育園では「50名」を「60名」に改めるものです。

附則におきまして、この規則を、平成28年4月1日から適用施行するものであります。

33ページをご覧ください。

つづきまして、議第29号 見附市保育料規則の一部を改正する規則の制定について説明させていただきます。

規則改正の理由であります。国におきまして幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みが進められており、平成28年度から、従来の多子軽減、保育園の場合ですと、小学校就学前の子どもの数が2人目場合は半額、3人目以降は無料とすることとしておりますが、年収約360万円未満相当の世帯については小学校就学前という年齢の上限を撤廃するとともに、年収360万円未満相当のひとり親世帯等については、さらに負担軽減措置を拡大し、第1子については現行の半額、第2子については無償化することとしております。

今回の国の実施に合わせて、見附市でも同様の軽減措置を行うために本規則を改正するものであります。

34ページからの別表で規定している「保育料基準額表」において国の基準に合わせて多子軽減及びひとり親家庭等の軽減措置を実施するために内容を改正するものであり、年齢制限の撤廃については、36ページ第6項に下線が引かれている2段目に「年齢に関わらず、保護者が監護し生計が同一の子どもの範囲内で当該児童が第何子かを判定する。」という部分を追加しております。

附則におきまして、この規則を、平成28年4月1日から施行するものであります。

38ページをご覧ください。

つづきまして、議第30号 見附市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について説明させていただきます。

39ページをご覧ください。

要綱改正の内容ですが、平成28年度から新たに見附版ネウボラに位置づけている発達支援相談事業に取り組むこととしており、事務分掌を規定している別表において、こども課元気子育て係に「8児童の発達支援に関すること。」を追加すること、幼児家庭係に新制度移行後の業務を明確化するため「5認定こども園に関すること。」を追加するものであります。

附則におきまして、この規則を、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上です。

教 育 長

疑第25号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

疑第26号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

疑第27号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

疑第28号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

疑第29号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

疑第30号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本6案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本6案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に

議第31号 見附市放課後児童健全育成事業委託実施要綱の制定について

議第32号 見附市延長保育事業補助金交付要綱の制定について

議第33号 見附市赤ちゃんの駅施設整備費補助金交付要綱の制定について

議第34号 見附市児童発達支援相談事業実施要綱の制定について

議第35号 見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の制定について

を議題とします。こども課長に説明を求めます

こども課長

41ページをご覧ください。

議第31号 見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の制定について説明させていただきます。はじめに条文に誤りがありましたので訂正をお願いします。

要綱制定の理由であります。放課後児童クラブの利用料に、病後児保育室の場合と同様に、ひとり親家庭に対して減免することを規定することに合わせて、これ

まで内規で対応してきたものを告示するため今回新たに制定するものであります。

要綱の内容は、第1条で趣旨、第2条で実施主体、第3条で対象児童を小学6年生までの児童とすること。第4条から、次ページ、第6条までは利用手続について、第7条で利用料の負担、第8条に利用料の軽減を規定しており、第8条第1項において「児童扶養手当法の規定による児童扶養手当を受給している世帯又は見附市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱の規定による助成を受けている世帯」の利用料の額の2分の1を減額することができる。と規定し、次ページ、第9条で実費負担を、第10条で補足としてこの要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定めることとするものであります。

附則において、この要綱を平成28年4月1日から施行するものであり、別表に放課後児童クラブの名称及び実施場所を、44ページ以降に申込書等の様式を定めるものであります。

51ページをご覧ください。

つづきまして、議第32号 見附市延長保育事業補助金交付要綱の制定について説明させていただきます。

要綱制定の理由ですが、県の特別保育事業として実施されていたものが、子ども子育て新制度の「延長保育事業」に位置づけられることとなりました。については、その内容に合わせて延長保育事業を実施する私立保育園等に補助金を交付するため、本要綱を制定するものであります。

要綱の内容は、第1条で趣旨を、第2条に補助対象事業を、第3条で補助金の額等交付の条件を、第4条から、次ページ第8条までが補助金の申請手続き等について規定し、第9条で補助金の返還を、第10条にその他として、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めることとするものであります。

附則において、この要綱を、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用

するものであり、53ページ以降に申請書等の様式を定めるものであります。

58ページをご覧ください。

つづきまして、議第33号 見附市赤ちゃんの駅施設整備補助金交付要綱の制定について説明させていただきます。

要綱制定の理由ですが、平成27年度から実施しております「赤ちゃんの駅事業」について、現在公共施設23か所、民間施設8か所の登録がありますが、今後もその拡充を図るため、民間でこの事業を実施しようとする事業者に、その施設整備費の補助を行うため、本要綱を制定するものであります。

要綱の内容は、第1条で趣旨を、第2条に定義を、第3条で補助対象事業者を、第4条に補助対象経費を、第5条で補助金の上限を20万円とし、第6条以降申請手続き等を定めるものであります。

附則において、この要綱を、平成28年4月1日から施行するものであり、61ページ以降に申請書等の様式を定めるものであります。

73ページをご覧ください。

つづきまして、議第34号 見附市児童発達支援相談事業実施要綱の制定について説明させていただきます。

要綱制定の理由ですが、新たに平成28年度から実施する見附版ネウボラに位置づけております発達支援相談事業を実施するため、本要綱を制定するものであります。

要綱の内容は、第1条で趣旨を、第2条に事業の運営方針を、第3条で対象者を市内に居住し、心身の発達に遅れがあると認められる又はその疑いがある発達経過の観察が必要な就学前の児童及びその保護者とし、第4条に事業の内容を、次ページ、第5条で実施場所を、第6条に職員の配置、第7条に個別支援計画等、第8条に遵守事項として、相談員は当該児童の人格を尊重し、誠実かつ公正に対処するこ

と、当該児童及び家庭に関する秘密を守ることを、次ページ、第9条で関係機関との連携を、第10条に記録を、第11条で費用負担を定めるものであります。

附則において、この要綱を、平成28年4月1日から施行するものであります。

76ページをご覧ください。

つづきまして、議第35号 見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の制定について説明させていただきます。

要綱制定の理由ですが、新たに平成28年度から実施する見附版ネウボラに位置づけております、産前産後サポートや産後ケアなどの妊娠・出産包括支援事業を実施するため、本要綱を制定するものであります。

要綱の内容は、第1条で趣旨を、第2条に実施主体を、第3条で利用対象者を、第4条に事業内容として利用者支援事業（母子保健型）、次ページ、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を行うこととしており、次ページ、第5条で実施場所を、第6条で利用機関、第7条以降で利用申請手続きや委託する事業者に関することを規定し、80ページの第15条でその他として、この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定めることとするものであります。

附則において、この要綱を、平成28年4月1日から施行するものであり、81ページ以降に利用申請等の様式を定めるものであります。

以上です。

教 育 長

議題31号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

議題32号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

議題33号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

議題34号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

議題35号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本5案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本5案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に

議題第36号 見附市不育症医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議題第37号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について

議題第38号 見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について

議第39号 見附市子どもインフルエンザ予防接種助成事業実施要綱の一部を
改正する要綱の制定について

議第40号 見附市未熟児養育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定につ
いて

議第41号 見附市妊婦健康診査及び妊婦歯科健診の実施に関する要綱の一部
を改正する要綱の制定について

議第42号 見附市特別保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定
について

を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

86ページをご覧ください。

議第36号 見附市不育症医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定
について説明させていただきます。

要綱改正の理由であります。行政不服審査法の改正に伴い本要綱の改正を行う
ものであります。改正の内容は、87ページの通知書備考欄について「異議申し立
て」を「審査請求」に改め、審査請求ができる期間を現行の「60日」から「3か
月」に延長するものです。

附則におきまして、この要綱を、平成28年4月1日から施行するものでありま
す。

88ページをご覧ください。

つづきまして、議第37号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一
部を改正する要領の制定について説明させていただきます。

要領改正の理由であります。行政不服審査法の改正に伴う改正と、字句の修
正をあわせて行うものであります。改正の内容は、90ページの通知書付記欄につ

いては行政不服審査法の改正に伴う改正で「異議申し立て」を「審査請求」に改め、審査請求ができる期間を現行の「60日」から「3か月」に延長するものです。

91ページから97ページまでは、申請書の見附市長の前にある「あて先」を漢字表記にする語句の修正であります。

98ページは行政不服審査法改正に伴う改正、99ページから101ページは、「あて名」の語句修正であります。

附則におきまして、この要領を、平成28年4月1日から施行するものであります。

104ページをご覧ください。

つづきまして、議第38号 見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について説明させていただきます。

要領改正の理由であります。これまで県の補助事業として実施していた子ども医療費助成事業について、県の制度改正により、新年度から交付金化されることとなりました。交付金化されることに伴い、これまで県事業として実施していた県単分も含めて全て市単事業として実施することとなることに伴う改正と、行政不服審査法の改正に伴う改正及び字句の修正をあわせて行うものであります。

改正の内容は、105ページの第3条の受給者証の交付では、これまで県単事業の受給者証と市単事業の受給者証の2種類を公布してきましたが、市単事業に一本化されることから、別記様式第3号の2を削除し、なお書で規定した県単事業の多子世帯に対する受給者証の交付の取り扱いについても、今後は区別する必要がないことから削除するものであります。

106ページから107ページは、あて先の語句修正、109ページでは、これまで規定していた県単事業の受給者証を削除し、111ページから112ページでは、市単事業の受給者証の「様式第3号の2」を「様式第3号」に改め、113ペ

ページは行政不服審査法の改正に伴う通知書付記欄の改正、114ページから120ページはあて名などの語句を修正するものであります。

附則におきまして、この要領を、平成28年4月1日から施行するものであります。

122ページをご覧ください。

つづきまして、議第39号 見附市子どもインフルエンザ予防接種助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

要綱改正の理由であります。行政不服審査法の改正に伴い本要綱の改正を行うものであります。改正の内容は、123ページの通知書備考欄について「異議申し立て」を「審査請求」に改め、審査請求ができる期間を現行の「60日」から「3か月」に延長するものです。

附則におきまして、この要綱を、平成28年4月1日から施行するものであります。

124ページをご覧ください。

つづきまして、議第40号 見附市未熟児養育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

要綱改正の理由であります。行政不服審査法の改正に伴い本要綱の改正を行うものであります。改正の内容は、125ページの決定の通知文の中の審査請求ができる期間を現行の「60日」から「3か月」に延長するものです。

附則におきまして、この要綱を、平成28年4月1日から施行するものであります。

126ページをご覧ください。

つづきまして、議第41号 見附市妊婦健康診査及び妊婦歯科検診の実施に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

要綱改正の理由であります。新年度から妊婦健康診査の検査項目に子宮がん検査、超音波検査、血液検査等が追加されたこと等により、本要綱の改正を行うものであります。

改正の内容は、127ページの健康診査の内容を定めている第3条第1項では、現在の要綱に不要な部分を削除し、第2号では、「科学」の表記が誤っていたため修正、正しくは「化学」です。第3号で血液検査に追加される内容とその実施する妊娠週を追加、第4号では超音波検査に36週を1回追加、第5号で性器クラジミア検査の時期の改正、第7号として子宮頸がん検査を追加するものであります。

附則におきまして、この要綱を、平成28年4月1日から施行するものであります。

128ページをご覧ください。

つづきまして、議第42号 見附市特別保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

要綱改正の理由であります。議第32号 見附市延長保育事業補助金交付要綱の制定にて説明したとおり、これまで県の特別保育事業として実施されていた事業のうち子ども子育て新制度で対応することとなった延長保育事業を除くなど、県の要綱が改正されましたので、その内容に合わせて、本要綱を改正するものであります。

改正の内容であります。129ページの補助対象事業を規定している第3条において、県の要綱がかわりましたので、引用する要綱を改めることと、対象とする事業を未満児保育事業、障害児等保育事業、病後児保育開設支援事業とすること。補助金の額等の交付条件で規定している第5条でも引用する交付要綱を改めるものであります。

附則におきまして、この要綱を、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものであります。

以上です。

教 育 長

議第36号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

議第37号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

議第38号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

議第39号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

議第40号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

議第41号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

議第42号の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

ご異議なしと認めます。

本7案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本7案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

ここで、事務局から議案につきまして、追加議案の要請がありましたのでよろしくお願いたします。

議第43号 学校医の委嘱及び解職について

議第44号 学校薬剤師の委嘱及び解職について

を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第43号学校医の委嘱及び解職についてであります。名木野小学校の学校医金井朋行さん、南中学校の学校医石澤栄次さんが平成27年度末をもって学校医を辞職したい旨の申し入れが見附市南蒲原郡医師会よりありました。後任につきましても同医師会より推薦があり適任であると考えました。つきましては村上まゆみさんへの委嘱と金井さん、石澤さんの解職をお願いいたします。

議第44号学校薬剤師の委嘱及び解職であります。内山富男さん、高橋東美さんより見附市薬剤師会に辞職の申し出があり、後任についても同薬剤師会から推薦があり適任であると考えますので、内山拓郎さん、板垣健郎さん、佐野章絵さんへの委嘱と、内山さん、高橋さんの解職をお願いいたします。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本2案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

15時03分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び
議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

長谷川 浩司

議事録署名委員

武田 一夫